



広報京丹波

令和2年5月15日発行

お知らせ版

コロナ関連支援
特別号

発行／京丹波町 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62番地6 ホームページ <http://www.town.kyotamba.kyoto.jp>
編集／企画財政課 電話0771-82-0200(代表)・82-3801(直通) Eメール kikaku30@town.kyotamba.lg.jp

町民の皆さまには、新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力いただき、誠にありがとうございます。
しかしながら、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大が終息を見込めず、5月4日、国において新型コロナウイルス感染症対策に関する特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の期限を5月31日まで延長すると発表されました。
特に、特定警戒都道府県に位置付けられる京都府では、感染拡大を防止するための対策を継続していく必要があります。
町民の皆さまには、引き続き、責任ある行動をお願いするとともに、この国家的な危機を乗り越えるため、さらなるご理解、ご協力をお願いいたします。

京丹波町長 太田 昇

京丹波町を窓口とした新型コロナウイルス関連の支援事業をお知らせします

京丹波町では、速やかに必要な支援を行うため、国や府の動向を確認する中、補正予算を編成し、支援事業を創設しました。今回は、現時点で活用が可能な京丹波町が窓口となる支援事業について、「住民生活への支援」と「事業者への支援」に取りまとめ、お知らせします。対象者や支援の内容、手続き方法などを確認いただきますよう、お願いします。

住民生活への支援

特別定額給付金給付事業

緊急事態宣言のもと、国の感染症緊急対策として、一人について10万円の給付金を交付します。

- ◆給付対象者 基準日(令和2年4月27日)に京丹波町の住民基本台帳に記録されている方
 - ◆申請方法 世帯主に送付する申請書に必要事項を記入のうえ返信いただくか、国のシステムを通じたオンラインによる申請
 - ◆給付方法 原則、申請の世帯ごとに世帯主名義の銀行口座へ振り込み
- 【問】 特別定額給付金等対策室 電話82-3835(平日の午前9時～午後5時)

子育て世帯への臨時特別給付金支給事業

子育て世帯の生活を支援するため、児童手当受給者に対し、対象児童一人あたり1万円を臨時特別給付金として支給します。

- ◆支給対象者 ・令和2年4月分の児童手当の受給者
・令和2年3月に中学校を卒業した子どもがいる場合、令和2年3月分の児童手当の受給者
※いずれも特例給付となっている受給者は除きます。
 - ◆申請方法 申請不要(公務員は所属庁の証明を受けて申請が必要)
 - ◆支給方法 児童手当登録口座へ5月末ごろ振り込み
- 【問】 住民課 電話82-3803

傷病手当金の支給について

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している被用者(給与等の支払いを受けている被保険者)が、新型コロナウイルスに感染するなど就労ができず、給与収入が減少した場合に、傷病手当金を支給します。

- 【問】 住民課 電話82-3803

支援に関する情報のつづきは、裏面に掲載しています

水道料金・下水道使用料の支払猶予について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等の支払いが困難な事情がある方に対し、以下のとおり支払いの猶予をします。※ 個人、法人のすべてのお客様が対象です。

- ・令和2年3月検針分(4月請求分)から納期限を2カ月延長します。(猶予期限後も支払い相談可)

【問】 上下水道課 電話83-9105

保険料等の減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が大幅に減少し、保険料等(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料)の納付が困難な方は、申請により保険料等の減免制度の対象となる場合があります。

詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

【問】 国民健康保険税／税務課 電話82-3802 後期高齢者医療保険料・国民年金保険料／住民課 電話82-3803
介護保険料／保健福祉課 電話86-1800

母子家庭奨学金申請時の対応について

新型コロナウイルス感染症の影響により不利益が生じないよう、以下のとおり対応します。

- ・郵送による申請の提出を可能とします。
- ・期日(5月末)までに申請ができない場合について、遅延理由書の提出があれば期日までに申請したものとみなします。
- ・在学証明書が取得できない場合、生徒手帳や合格通知等の写しを添付して申請することが可能です。(ただし、後日在学証明書の提出が必要)

【問】 保健福祉課 電話86-1800

障害者に対する有料道路通行料金の割引期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により不利益が生じないよう、以下のとおり対応します。

- ・令和2年3月1日から令和2年7月30日までの間に障害者割引の有効期限を迎える方の有効期限を令和2年7月31日に延長します。(窓口等での手続きは不要ですが、有料道路通行時に申し出が必要)
- ・新規、変更、更新手続きについて、令和2年7月31日までは郵送による手続きも可能とします。

【問】 保健福祉課 電話86-1800

自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の更新手続きにおける対応について

診断書の取得等のみを目的とした受診を回避する必要があることから、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に自立支援医療の有効期間が満了する方を対象に、有効期間の満了日を1年間延長します。(窓口等での手続きは不要で、現在使用されている受給者証等を引き続き使用)

なお、新規や変更の申請について、郵送による手続きも可能とします。

【問】 保健福祉課 電話86-1800

※ 他に京都府からの直接支援制度では、生活福祉資金の貸付拡大などもありますので、府ホームページなどで確認してください。

事業者への支援

【問】 にぎわい創生課 電話82-3809

休業要請対策事業者支援事業

京都府の休業要請対象事業者支援給付金と連動し、同給付金の対象事業者などを対象として、町からも京都府の支援額と同額(中小企業20万円・個人事業主10万円)を支援し、事業者負担を軽減します。

「テイクアウト京丹波」事業

新型コロナウイルスの拡大により、大きな影響を受けている町内事業者を応援するため、テイクアウト(持ち帰り)を行っている事業者情報を町ホームページ等に掲載し、利用促進をPRする「テイクアウト京丹波」事業を展開しています。本事業に参加していただける事業者の方々を募集していますので、希望の方はにぎわい創生課まで連絡してください。

※ 他に国の支援制度として、雇用調整助成金や持続化給付金などや、京都府の支援制度として、休業要請対象事業者支援事業などの支援がありますので、府ホームページなどで確認してください。